

従来、証人等の実費弁償の取扱いは、国家公務員等の旅費に関する法律等を準用するほか、大阪府警察職員等の旅費支給要領により取り扱ってきたところであるが、証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）が制定され、昭和41年1月1日から施行されたので、次の事項に留意し事務処理上誤りのないようされたい。

- 1 条例第2条第1項の規定による実費弁償の対象となる証人等は、次に掲げる者とする。
 - (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定による取調べに係る者及び少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項第2号又は第3号に規定する少年に係る事件の調査に係る参考人（これらの者のうち被害者を除く。）
 - (2) 聴聞、意見の聴取又は不服申立ての審理等に係る参考人
 - (3) 次のいずれかに該当する犯罪の被害者
 - ア 不同意わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪で、未遂罪を含む。）
 - イ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪で、未遂罪を含む。）
 - ウ 監護者わいせつ罪又は監護者性交等罪（刑法第179条の罪で、未遂罪を含む。）
 - エ 不同意わいせつ致傷罪、監護者わいせつ致傷罪、不同意性交等致傷罪又は監護者性交等致傷罪（刑法第181条の罪）
 - オ 殺人罪（刑法第199条の罪）の未遂罪
 - カ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
 - キ 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
 - ク 逮捕等致傷罪（刑法第221条の罪）
 - ケ 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪で、未遂罪を含む。）
 - コ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪で、未遂罪を含む。）
 - サ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪で、未遂罪を含む。）
 - シ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪で、未遂罪を含む。）
 - ス 人身売買罪（刑法第226条の2の罪で、未遂罪を含む。）
 - セ 強盗致傷罪（刑法第240条前段の罪）
 - ソ 強盗殺人罪（刑法第240条後段の罪）の未遂罪
 - タ 強盗・不同意性交等罪（刑法第241条第1項の罪）
 - チ 強盗・不同意性交等殺人罪（刑法第241条第3項の罪）の未遂罪
 - ツ 前記アからチまでの犯罪以外で、致傷を結果とする結果的加重犯において、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）
 - (4) 交通事故事件の被害者（当該交通事故事件により全治3か月以上の傷害を負った者であって、当該交通事故事件における過失が軽いと所属長が認めるものに限る。）
 - (5) 前記(1)から(4)までに掲げる者に付き添った保護者（保護者の付添いがなければ、捜査に支障を来すおそれがある場合に限る。）
 - (6) 犯罪捜査共助規則（昭和32年国公委規則第3号）に基づき、他の都道府県において逮捕された被疑者（大阪府警察が指名手配をした被疑者に限る。）の大阪府警察までの護送に従事した当該都道府県の警察職員
 - (7) 前記(1)から(6)までに掲げる者のほか、所属長が警察活動の推進のために特に必要と認めた者
- 2 前記1にかかわらず、次に掲げる者は、実費弁償の対象としないものとする。
 - (1) 出頭に係る犯罪の被疑者等の家族（直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居の親族をいう。以下同じ。）。ただし、前記1の(3)から(5)までに掲げる者を除く。
 - (2) 出頭に係る犯罪の被害者の家族。ただし、前記1の(5)に掲げる者を除く。
 - (3) 被疑者等の身柄を受け取るために出頭した者

- (4) 被害品の還付又は仮還付を受けるために出頭した者
 - (5) 被疑者等との関係その他の事情から判断して、実費弁償をすることが、社会通念上適切でないと認められる者
 - (6) 前記(1)から(5)までに掲げる者の法定代理人又は保佐人
- 3 職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)第2条第1項第2号に規定する外国旅行にあつては、条例第2条第2項の知事が特別の事情があると認める場合に該当するかどうかについて、その都度、総務部会計課長と協議するものとする。
- 4 実費弁償の支給については、次によるものとする。
- (1) 実費弁償は、大阪府財務規則(昭和55年府規則第48号)第42条に規定する資金前渡職員に交付する前渡資金をもって証人等に支給するものとする。ただし、これにより難しい場合は、口座振替の方法によるものとする。
 - (2) 所属長は、前記1に掲げる者に対して旅行依頼を発するときは、次に掲げる書類を作成するものとする。ただし、実費弁償を支給しない場合(実費弁償を辞退した場合を除く。)は、この限りでない。
 - ア 旅行依頼簿(別記様式)
 - イ 旅費内訳書(大阪府警察職員の旅費に関する要綱(昭和41年8月2日例規(会)第77号。以下「要綱」という。)別記様式第2号)
 - ウ 旅費計算明細書(要綱別記様式第3号)
 - (3) 証人等が実費弁償を辞退した場合は、旅行依頼簿の備考欄にその経緯を明らかにしておくものとする。
 - (4) 前記(2)に掲げる書類の作成及び口座振替の方法による実費弁償の支給手続は、旅費計算管理業務実施要領(平成31年2月8日例規(会)第7号)に定めるところにより行うものとする。
 - (5) 所属長は、実費弁償の支給に当たって、旅費計算管理業務実施要領第2の(1)に規定する旅費計算管理業務を利用することができない場合は、前記(2)に掲げる書類を適宜の方法により作成した上、旅費内訳書及び旅費計算明細書を添えて総務部会計課長に実費弁償の支給又は資金交付を依頼するものとする。
 - (6) 前記(5)により依頼した場合の実費弁償の支給方法については、要綱第8の(2)又は(3)の規定を準用する。この場合において、「旅費」とあるのは「実費弁償」と、「旅行者」とあるのは「証人等」と読み替えるものとする。
- 5 経過措置
- (1) 「「大阪府警察の証人等の実費弁償について」の一部改正について」(平成29年10月6日例規(会)第84号。以下「一部改正例規」という。)の実施の際現に一部改正例規による改正前の「大阪府警察の証人等の実費弁償について」の規定により実費弁償の対象となる者は、一部改正例規による改正後の「大阪府警察の証人等の実費弁償について」(以下「改正後例規」という。)の規定により実費弁償の対象となる者とみなす。ただし、改正後例規2の(1)のただし書の規定は適用しない。
 - (2) 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係例規通達の一括整理について」(令和5年12月8日例規(刑総)第70号。以下この(2)において「一部改正例規」という。)の実施の際現に一部改正例規による改正前の「大阪府警察の証人等の実費弁償について」の規定により実費弁償の対象となる者は、一部改正例規による改正後の「大阪府警察の証人等の実費弁償について」の規定により実費対象となる者とみなす。